賃借料	借地借家料	他人の資産を使用する場合の使用料、賃借料等を整理する。ただし「再処理等費」に整理されるものを除く（以下「賃借料」において同じ。）。

を

に、

損害保険料	法定保険料	原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）の規定による保険料（「再処理費」に整理されるものを除く。）及び原子力損害賠償補償契約に関する法律（昭和36年法律第148号）の規定による補償料（「再処理費」に整理されるものを除く。）を整理する。
	その他保険料	火災保険、運送保険等損害保険契約に基づいて支払う保険料を、部門別に整理する。

を

に、

損害保険料	法定保険料	原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）の規定による保険料（「再処理等費」に整理されるものを除く。）及び原子力損害賠償補償契約に関する法律（昭和36年法律第148号）の規定による補償料（「再処理等費」に整理されるものを除く。）を整理する。
	その他保険料	火災保険、運送保険等損害保険契約に基づいて支払う保険料を、部門別に整理する。
原子力損害賠償支援機構一般負担金	原子力損害賠償支援機構一般負担金	原子力損害賠償支援機構法（平成23年法律第94号）第39条第１項の規定によりその額が算出される負担金を整理する。

に、

諸費	通信運搬費	電信電話料、郵送料、請負運搬費等を整理する。「厚生費」、「再処理費」、「廃棄物処理費」、「修繕費」、「補償費」、「普及開発関係費」、「養成費」、「研究費」及び「固定資産除却費」に整理されるものを除く（以下「諸費」において同じ。）。

を

諸費	通信運搬費	電信電話料、郵送料、請負運搬費等を整理する。「厚生費」、「再処理等費」、「廃棄物処理費」、「修繕費」、「補償費」、「普及開発関係費」、「養成費」、「研究費」及び「固定資産除却費」に整理されるものを除く（以下「諸費」において同じ。）。

に

改める。

（一般電気事業託送供給約款料金算定規則の一部改正）

第三条　一般電気事業託送供給約款料金算定規則（平成十一年通商産業省令第百六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「損害保険料」の下に「原子力損害賠償支援機構一般負担金」を加え、同条第二項第三号中「損害保険料」の下に「原子力損害賠償支援機構一般負担金」を加える。

第七条第一項中「損害保険料」の下に「原子力損害賠償支援機構一般負担金」を加える。

第二十一条第一項第一号中「損害保険料（環境対策費を除く。）」の下に「原子力損害賠償支援機構一般負担金」を加える。

様式第一の第一表中

損害保険料	

を

損害保険料	
原子力損害賠償支援機構一般負担金	

に

改める。

様式第二中

損害保険料	

を

損害保険料	
原子力損害賠償支援機構一般負担金	

に

改める。

様式第三中

損害保険料	

を

損害保険料	
原子力損害賠償支援機構一般負担金	

に

改める。

様式第三の二中

損害保険料	

を

損害保険料	
原子力損害賠償支援機構一般負担金	

に

改める。

様式第四中

損害保険料	

を

損害保険料	
原子力損害賠償支援機構一般負担金	

に

改める。